

議案第18号

多可町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

多可町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第
1項第1号の規定により、議決を求める。

平成30年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町消防団員等公務災害補償条例（平成17年多可町条例第196号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「金額に、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「一人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合には、そのうち一人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族が不在の場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

多可町消防団員等公務災害補償条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>333円を</u>、第2号に該当する扶養親族については一人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者が<u>ない場合には、そのうち一人については333円</u>）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については一人につき333円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>